

平成二十六年法律第六十八号

行政不服審査法

行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の全部を改正する。

目次

第二章 審査請求

第一節 総則（第一条—第八条）

第二節 審査手続及び審理関係人（第九条—第十七条）

第三節 審査請求の手続（第十八条—第二十七条）

第四節 審理手続（第二十八条—第四十二条）

第五節 裁決（第四十四条—第五十三条）

第六章 再調査の請求（第五十四条—第六十一条）

第七章 行政不服審査会等

第八章 行政不服審査請求（第六十二条—第六十六条）

第九章 行政不服審査会等への諮問（第四十三条）

第十章 行政不服審査会等の運営（第六十七条—第六十九条）

第十一章 行政不服審査会の運営（第七十条—第七十二条）

第十二章 行政不服審査会の運営（第七十三条—第七十五条）

第十三章 行政不服審査会の運営（第七十六条—第七十八条）

第十四章 行政不服審査会の運営（第七十九条—第八十一条）

第十五章 行政不服審査会の運営（第八十二条—第八十四条）

第十六章 行政不服審査会の運営（第八十五条—第八十七条）

第十七章 行政不服審査会の運営（第八十八条—第八十九条）

第十八章 行政不服審査会の運営（第九十条—第九十二条）

第十九章 行政不服審査会の運営（第九十三条—第九十五条）

第二十章 行政不服審査会の運営（第九十六条—第九十八条）

第二十一章 行政不服審査会の運営（第九十九条—第一百零一条）

第二十二章 行政不服審査会の運営（第一百零二条—第一百零四条）

第二十三章 行政不服審査会の運営（第一百零五条—第一百零七条）

第二十四章 行政不服審査会の運営（第一百零八条—第一百零九条）

第二十五章 行政不服審査会の運営（第一百一十条—第一百一十二条）

第二十六章 行政不服審査会の運営（第一百一十三条—第一百一十五条）

第二十七章 行政不服審査会の運営（第一百一十六条—第一百一十八条）

第二十八章 行政不服審査会の運営（第一百一十九条—第一百二十条）

第二十九章 行政不服審査会の運営（第一百二十一条—第一百二十二条）

第三十章 行政不服審査会の運営（第一百二十三条—第一百二十四条）

第三十一章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第三十二章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第三十三章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第三十四章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第三十五章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第三十六章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第三十七章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第三十八章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第三十九章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十一章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十二章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十三章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十四章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十五章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十六章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十七章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十八章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第四十九章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第五十章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第五十一章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第五十二章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

第五十三章 行政不服審査会の運営（第一百二十四条—第一百二十四条）

（目的等）

第二条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、国民

が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度

を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること

を目的とする。

2 行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申

立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによ

る。（处分についての審査請求）

第三条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第一項の定めるところにより、審査請

求をすることができる。（不作為についての審査請求）

第四条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除く

ほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不

作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若し

しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若し

くは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する

府の長である場合、当該処分庁等

二 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三

条第二項に規定する府の長が処分庁等の上級行政庁である場合、宮内庁長官又は当該府の長

三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く。）当該主任の大臣

四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

（再調査の請求）

五 行政の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該処分につき再調査の請求をした日（第六十一条において読み替えて準用する第二十三条规定により不備を補正すべきことを命じられた場合には、当該不備を補正した日）の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合

二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

（再審査請求）

六 行政の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

2 再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に對してするものとする。

（適用除外）

七 次に掲げる処分及びその不作為については、第一条及び第三条の規定は、適用しない。

一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分

二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四 檢査官会議で決すべきものとされている処分

五 当事者間の法律關係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律關係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

六 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分

七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行ふ者を含む。）がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務事務官がする処分

八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するため、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に對してされる処分

九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院又は少年鑑別所において、収容の目的を達成するためにされる処分

十 外国人の出入国又は帰化に関する処分

十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二 この法律に基づく処分（第五章第一節第一款の規定に基づく処分を除く。）

2 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為について、この法律の規定は適用しない。

(特別の不服申立ての制度)

第八条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

第二章 審査請求

第一节 審査庁及び審理関係人

(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

三 地方自治法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関

一 審査請求人及び配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

二 審査請求人の代理人

三 前二号に掲げる者であつた者

四 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

五 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

六 審査請求人の代理人

七 第十三条第一項に規定する利害関係人

審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これららの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

四 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員(第二項各号(第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。)に掲げる者以外の者に限る。)に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聽かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聽かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条规定による第二十九条に規定する審理手続による意見の聴取を行わせることができる。

第十条 法人でない社団又は財團の審査請求

法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。(総代)

第十一条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

(代理人による審査請求)

第十二条 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第十三条 利害関係人(審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者(以下「参加人」という。)のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(行政庁が裁決をする権限を有しなくなつた場合の措置)

第十四条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなつた行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引き継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

(審理手続の承継)

第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割(審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。)があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面での旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してもされたものとみなす。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなときも、前項と同様とする。

(執行停止)

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるのは、することができない。

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(執行停止の取消し)

第二十六条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

第二十七条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げができる。
2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

(第三節 審理手続)

(審理手続の計画的進行)

第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

（弁明書の提出）
3 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
1 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の

時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があつたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(反論書等の提出)

第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十条第二項第二号において「申立て人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、当該申立て人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立て人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

4 口頭意見陳述において、審理員は、申立て人のする陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立て人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に關し、処分庁等に対しても、質問を發することができる。

（証拠書類等の提出）
3 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。
前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（物件の提出要求）
3 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）
3 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適當と認める者に、参考人としてその知つてゐる事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるなければならぬ。

(審理関係人への質問)

第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多數であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一條から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認めの場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定期間を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定期間を変更したときも、同様とする。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものとの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聽かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。)に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

(審理手続の併合又は分離)

第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手續を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手續を分離することができる。

(審理員による執行停止の意見書の提出)

第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定期間を通知するものとする。当該予定期間を変更したときも、同様とする。

(審理員意見書)

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書(以下「審理員意見書」という。)を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第四節 行政不服審査会等への諮問

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会)である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分についていは、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

三 第四十九条第四項又は第四十九条第三項又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)への諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、行政不服審査会等に諮詢しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)への諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、行政不服審査会等に諮詢しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

- | | |
|---|--|
| 六
審査請求が不適法であり、却下する場合 | 第四十六条 第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。） |
| 八
第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認めることに限り、反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。） | 第一項の規定により審査請求した審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。 |
| 九
前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。 | 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。（裁決の時期） |
| 十
第五節 裁決 | （裁決の時期） |
| 十一
第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。 | （处分についての審査請求の却下又は棄却） |
| 十二
第四十五条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。 | （不作行為についての審査請求の裁決） |
| 十三
第二 条文についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。 | 第四十八条 第四十六条第一項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。 |
| 十四
第44条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。 |
| 十五
第45条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更することはできない。 |
| 十六
第46条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 三 一 不作為による審査請求が理由がある場合には、審査請求は、裁決で、当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求は、裁決で、当該審査請求を却下する。 |
| 十七
第47条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 二 不作為による審査請求が理由がない場合には、審査請求は、裁決で、当該審査請求を棄却する。 |
| 十八
第48条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 三 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査請求は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対しても一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。 |
| 十九
第49条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 一 不作為による上級行政庁である審査庁 当該不作為に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。 |
| 二十
第50条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 二 不作為による審査庁 当該処分をすること。 |
| 二十一
第51条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 三 不作為による審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合には、審査請求は、裁決で、当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求は、裁決で、当該審査請求を却下する。 |
| 二十二
第52条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 四 審査請求に係る不作為に係る処分に關し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるとの定めがある場合には、審査請求は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。ときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。 |
| 二十三
第53条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 五 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に關し、他の法令に關係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。 |
| 二十四
第54条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 六 一 主文 |
| 二十五
第55条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 二 二 事案の概要 |
| 二十六
第56条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 三 三 審理関係人の主張の要旨 |
| 二十七
第57条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 四 四 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。） |
| 二十八
第58条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 五 五 五 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 |
| 二十九
第59条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 六 六 一 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 |
| 三十
第60条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 二 二 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 |
| 三十一
第61条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 三 三 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 |
| 三十二
第62条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 四 四 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 |
| 三十三
第63条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 五 五 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 |
| 三十四
第64条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 六 六 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 |
| 三十五
第65条 处分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査請求を却下する。 | 七 七 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 |

(裁決の効力発生)

第五十一条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合にあっては、公示の方法による送達は、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送达を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査請求人及び処分の相手方のうち、その旨が記載された書面を当該審査請求の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものとの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。（裁決の拘束力）

第五十二条 裁決は、関係行政府を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。（証拠書類等の返還）

第五十三条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第三章 再調査の請求**(再調査の請求期間)**

第五十四条 再調査の請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 再調査の請求は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができる（誤った教示をした場合の救済）。

第五十五条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤つて再調査の請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。

2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

3 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合）

第五十六条 第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調

査の請求に係る処分（事実上の行為を除く。）を取り消す旨の第六十条第一項の決定書の謄本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している場合は、当該審査請求（処分（事実上の行為を除く。）の一部を取り消す旨の第五十九条第一項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合にあっては、その部分に限る。）が取り下げられたものとみなす。）

(三月後の教示)

第五十七条 処分庁は、再調査の請求がされた日（第六十一条において読み替えて準用する第二十一条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求が届属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

(再調査の請求の却下又は棄却の決定)

第五十八条 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

2 再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

(再調査の請求の認容の決定)

第五十九条 処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

2 事実上の行為についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

3 処分庁は、前二項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

(決定の方式)

第六十条 第二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。

2 処分庁は、前項の決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るもの）を除く。）に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政府及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十一条 第九条第四項、第十条から第十六条まで、第十八条第三項、第十九条（第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く。）、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十五条（第三項を除く。）、第二十六条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条（第二項を除く。）

、第三十九条、第五十二条及び第五十三条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四章 再審査請求**(再審査請求期間)**

第六十二条 再審査請求は、原裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 再審査請求は、原裁決があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができる。

3 ない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(裁決書の送付)

第六十三条 第六十六条第一項において読み替えて準用する第十一条第二項に規定する審理員又は第六十六条第一項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である再審査庁（他の法律の

規定により再審査請求がされた行政庁（第六十六条第一項において読み替えて準用する第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）は、原裁決をした行政庁に対し、原裁決に係る裁決書の送付を求めるものとする。
 （再審査請求の却下又は棄却の裁決）

第六十四条 再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を却下する。

2 再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

3 2 ある場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

4 前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁決等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他の一切の事情を考慮した上、原裁決等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合には、再審査庁は、裁決の主文で、当該原裁決等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。
 （再審査請求の認容の裁決）

第六十五条 原裁決等（事実上の行為を除く。）についての再審査請求が理由がある場合（前条第三項に規定する場合及び同条第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、再審査庁は、裁決で、当該原裁決等の全部又は一部を取り消す。

2 事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合（前条第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。
 （審査請求に関する規定の準用）

第六十六条 第二章（第九条第三項、第十八条（第三項を除く。）、第十九条第三項並びに第五项第一号及び第二号、第二十二条、第二十五条第二項、第二十九条（第一項を除く。）、第三十条第一項、第四十一条第二項第一号イ及びロ、第四節、第四十五条から第四十九条まで並びに第五十条第三項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 再審査庁が前項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

第五章 行政不服審査会

第一節 設置及び組織

（設置）

第六十七条 総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第六十八条 審査会は、委員九人をもつて組織する。

（委員）

第六十九条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合には、両議院の同意を得て、その義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができます。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

第七十条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。（会長）

1 2 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

第七十一条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。（専門委員）

3 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第七十二条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。（合議体）

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。（事務局）

第七十三条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。（事務局）

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

第二款 審査会の調査審議の手続

（審査会の調査権限）

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えないならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えないならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

（意見の陳述）

第四十四条	当該予定時期を変更したときも、同様とする行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	審理手続を終結したとき				
第五十条第一項第九条第四項	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由				
別表第二（第六十一条関係）	前項に規定する場合において、審査庁（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する若しくは第十三条第四項					
第十一條第二項	聽かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聽かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせる	处分	第六十一条において読み替えて準用する第十三條第四項	第六十一条において読み替えて準用する第十三條第四項	第六十一条において読み替えて準用する第十三條第四項	
第十三条第一項	第十九条に規定する審査請求書	審理員	審理員	審理員	審理員	
第十四条	第二十二条第一項に規定する審査請求録取書					
	第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書					

別表第三（第六十六條関係）

係人	処分庁	この条 再調査の請求人及び参加人
第一項及び第四十七条 分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	第一項 処分庁 二項 参加人	第一項 処分庁
第一項又は第二項の規定により提出された証拠物又は書類その他の物件及び第三十の第三十二条第一項の規定による提出要求に応じて提出された書類そのにより提出された証拠書類又は証拠物	第五十九条第一項及び第六十一条において準用する第三十二条第一項の規定により提出された書類そのにより提出された証拠書類又は証拠物	第五十九条第一項及び第六十一条において準用する第三十二条第一項の規定により提出された書類そのにより提出された証拠書類又は証拠物
第六十三条に規定する再審査庁（以下この章において「再審査庁」という。）	第六十三条に規定する再審査庁（以下この章において「再審査庁」という。）	第六十三条に規定する再審査庁（以下この章において「再審査庁」という。）
この節及び第六十三条 裁決庁等（原裁決をした行政庁（以下この章において「裁決庁」という。）又は処分庁をいう。以下この章において同じ。）	この節及び第六十三条 裁決庁等（原裁決をした行政庁（以下この章において「裁決庁」という。）又は処分庁をいう。以下この章において同じ。）	この節及び第六十三条 裁決庁等（原裁決をした行政庁（以下この章において「裁決庁」という。）又は処分庁をいう。以下この章において同じ。）
又は第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十四条	又は第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十四条	又は第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十四条
原裁決に係る審査請求に係る処分、 又は原裁決に関与した者	原裁決に係る審査請求に係る処分、 又は原裁決に関与した者	原裁決に係る審査請求に係る処分、 又は原裁決に関与した者
第一項各号に掲げる機関である再審査庁（以下「委員会等である再審査庁」という。）	第一項各号に掲げる機関である再審査庁（以下「委員会等である再審査庁」という。）	第一項各号に掲げる機関である再審査庁（以下「委員会等である再審査庁」という。）
第六十六条第一項において読み替えて準用する	第六十六条第一項において読み替えて準用する	第六十六条第一項において読み替えて準用する
四項	四項	四項
同項において読み替えて準用する第二十八条 第六十六条第一項において読み替えて準用する 第九条第一項の規定により指名された者（以下「理員」という。）	同項において読み替えて準用する第二十八条 第六十六条第一項において読み替えて準用する 第九条第一項の規定により指名された者（以下「理員」という。）	同項において読み替えて準用する第二十八条 第六十六条第一項において読み替えて準用する 第九条第一項の規定により指名された者（以下「理員」という。）

